

地域国際化推進事業助成要綱

(目的)

第1条 公益財団法人神戸国際コミュニティセンター（以下「センター」という。）による地域国際化推進事業助成（以下、「助成」という。）は、民間団体が主催する多文化共生事業や国際交流事業及び在住外国人の生活支援事業等を助成することにより、地域の国際化を推進することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 神戸市内で行われる事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多文化共生事業（多文化共生の啓発等）
- (2) 国際交流事業（国際協力・国際交流イベントの開催等）
- (3) 在住外国人の日常生活を支援する事業等

2 ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、対象事業とならない。

- (1) 第1項にかかる事業で広く一般に公開されていないもの。
- (2) 営利活動・政治活動・宗教活動を目的とするもの。

(助成の制限)

第3条 助成は、1団体に対して1年度に1事業を対象とするものとする。

(助成金額)

第4条 助成金額はセンター予算の範囲内で、1件につきその第5条に定める助成対象経費の2分の1以下、10万円以内とする。

(助成対象経費)

第5条 前条に掲げる助成対象経費とは、次の各号にかかる経費のうち明確な金額が提示できるものに限る。

- (1) 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等の使用料
- (2) 講師・司会者・出演者等への謝金及び旅費（海外渡航費は除く）
- (3) 印刷製本費、コピー代、事務用品購入費、支援物資等の消耗品費
- (4) 通信運搬費、広告料、会場設営費等の役務費
- (5) その他特に審査会が適当と認めた経費

(助成対象外経費)

第6条 第2条第1項にかかる事業に要する経費のうち、次の各号にかかる経費は助成対象経費として認められない。

- (1) 講師、運営スタッフ等のうち主催者団体に属する者への謝礼・報酬・旅費（ただし、主催者団体に属さないボランティアに対する旅費は除く）
- (2) 飲食に要する経費（ただし、在住外国人に提供する支援物資にかかる経費は除く）
- (3) 備品購入費等の団体の資産形成にかかる費用
- (4) 領収証原本のないもの
- (5) 他団体の助成金の助成対象となっている経費
- (6) その他審査会が助成対象として不適当と判断する経費

(申請手続)

第7条 助成を受けようとする団体(以下、「申請団体」という。)は、助成申請書(様式第1号)に関係書類を添付してセンター理事長(以下、「理事長」という。)に申請しなければならない。

2 申請の受付は毎年度6月に行うこととする。

なお、4～6月に実施した事業についても申請の対象とする。

3 追加募集を実施する場合は、別途受付期間を定める。

(助成の決定及び通知)

第8条 助成の可否は、公益性・創造性・必要性・重要性の観点から、センター内に設置する助成審査委員会において審査の上決定し、その結果を通知書(様式第2号または第3号)により申請団体に通知する。

2 助成審査委員会の委員は、常務理事、総務部長兼事業部長、神戸市市長室国際部国際課長とする。

(事業内容の変更通知)

第9条 申請団体は、助成の対象となった事業内容に変更が生じたときは、すみやかに理事長に通知し、承認を得なければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 助成の決定通知書を受けた団体は、事業完了後30日以内(3月中に行われる事業については理事長が別途定める日まで)に、助成金の使途及び活動の成果について地域国際化推進事業完了届(様式第4号)及び地域国際化推進事業助成金請求書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第11条 理事長は、前条に定める提出書類を審査の上、助成金を支払う。

(決定の取り消し)

第12条 助成の決定を受けた団体が、助成金を他の用途に使用し、または事業の内容を第9条の承認を受けないで変更したときは、当該助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すとともに、期限を定めてその返還を求めることができる。

(助成事業である旨の明記)

第13条 助成金の決定を受けた団体は、助成事業の実施に当たっては、センターから助成を受けている旨を印刷物等に明記しなければならない。

(後援名義の使用許可)

第14条 後援名義の使用許可申請をし、助成が決定した場合、後援名義の使用についてもあわせて許可したものとする。

(センター会議室の使用料金免除)

第15条 助成事業実施にあたっては、センター会議室の使用料金を免除する。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター常務理事が定める。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。